

令和3年度・令和4年度

横須賀市人権施策推進会議報告書

(横須賀市の高齢者の人権施策に対する意見)

令和5年(2023年)3月

横須賀市人権施策推進会議

## 目 次

はじめに .....	1
1 評価の対象 .....	2
2 評価の方法 .....	3
3 会議の開催 .....	4
4 評価の結果 .....	5
高齢者の人権課題	
・虐待防止のための高齢者、養護者及び介護施設従事者等への支援の取り組み	
・高齢者の権利擁護の推進	
・認知症の方も安心して暮らせるまちづくりの推進	
5 総合評価（高齢者の人権施策に対する意見） .....	17
委員名簿 .....	19

## はじめに

「横須賀市人権施策推進会議」（以下「推進会議」という。）は、「横須賀市人権施策推進指針」（以下「推進指針」という。）に基づき設置された第三者評価機関として、学識経験者、市民などにより、横須賀市の施策や事業について人権擁護の観点から評価を行っています。

令和3年度および令和4年度は「高齢者の人権」に関し、「虐待防止のための高齢者、養護者及び介護施設従事者等への支援の取り組み」、「高齢者の権利擁護の推進」、「認知症の方も安心して暮らせるまちづくりの推進」について諮問を受け、このたび報告書としてまとめました。

推進会議での評価が、横須賀市の人権擁護にかかわる計画の策定や、事業の見直しなどの際に、反映されることを期待します。また、本報告書に関する意見や市の取り組みを多くの住民に知っていただくための広報展開をしていただけるようお願いいたします。

令和5年（2023年）3月

横須賀市人権施策推進会議委員長 西村 淳

## 1 評価の対象

(1) 推進指針で分類した下記の 11 分野の人権課題を対象に評価します。

- ①男女共同参画 ②子ども ③高齢者 ④障害者 ⑤同和問題
- ⑥外国人 ⑦患者等 ⑧インターネットによる人権侵害
- ⑨性的マイノリティ ⑩自殺をめぐる問題 ⑪その他の人権問題

(2) 令和 3 年度および令和 4 年度は、このうち「高齢者の人権課題」を取り上げ、下記の取組みについて評価しました。

- ・虐待防止のための高齢者、養護者及び介護施設従事者等への支援の取り組み
- ・高齢者の権利擁護の推進
- ・認知症の方も安心して暮らせるまちづくりの推進

## 2 評価の方法

(1) 高齢者の人権課題に関係の深い民生局福祉こども部および健康部(令和3年度：福祉部)から、評価の対象とした人権課題に係る行政計画および主要施策や事業についての概要説明や資料の提供を受けた後、人権擁護の視点から評価し、所見や提言などを取りまとめ、市に報告します。

(2) 評価の視点は下記のとおりです。

① 人権擁護の担保	人権擁護のため必要と思われる措置が不可能または困難な場合でも、その合理的根拠が認識され、代替措置が講じられているか。
② 当事者の視点	施策の立案などにあたって、当事者(支援者や家族などを含む)の視点を取り入れるための方策が取られているか。
③ 周知・啓発	周知・啓発を十分に行うとともに、その効果の把握に努めているか。
④ 関係機関等との連携	複雑化した問題を解決するため、庁内、関係機関との連携網が構築されており、有効に機能しているか。
⑤ 研修	専門的・技術的なものも含め、人権擁護に関わる職員その他の人材育成のための研修プログラムが、計画的かつ効果的に組み込まれているか。
⑥ その他	推進会議において必要と認める事項が取り組まれているか。

### 3 会議の開催

#### (1) 会議の実施状況

回数	開催日	開催場所	内容
第1回	令和3年 11月16日(火)	災害対策本部室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問</li> <li>・ 担当課から会議テーマの事業説明（「事業評価シート」などによる事業の全体説明、個別事業説明）</li> <li>・ 委員から追加資料要求</li> </ul>
第2回	令和4年 1月31日(月)	災害対策本部室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当課からの追加資料提出と説明</li> <li>・ 追加資料についての質疑</li> <li>・ 事業評価シートについて審議</li> </ul>
第3回	令和4年 5月23日(月)	災害対策本部室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当事者の方からの意見聴取</li> <li>・ 事業評価シートについて追加説明</li> <li>・ 事業評価シートについて審議</li> </ul>
第4回	令和4年 11月7日(月)	第4委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業評価シートについて審議</li> </ul>
第5回	令和5年 1月30日(月)	災害対策本部室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業評価シートについて審議</li> <li>・ 推進会議報告書について審議</li> </ul>

#### (2) 所管課からの説明事項

- ・ 虐待防止のための高齢者、養護者及び介護施設従事者等への支援の取り組み
- ・ 高齢者の権利擁護の推進
- ・ 認知症の方も安心して暮らせるまちづくりの推進

#### 説明資料

- ① 横須賀市高齢者保健福祉計画
- ② 評価対象施策の取組状況等
- ③ よこすか成年後見センター・よこすか終活支援センター
- ④ 高齢者虐待防止対応の手引き（介護施設・事業所用）
- ⑤ 高齢者虐待対応マニュアル（地域包括支援センター・YEAP版）
- ⑥ よこすかオレンジLINE
- ⑦ 横須賀にこっとパス（認知症ケアパス）
- ⑧ 認知症の「なぜ」が「なるほど」へ（ひとり歩き版・金融機関版）

上記資料を用い、本市の高齢者に関する事業を所管する民生局福祉こども部および健康部の中で、特に今回の人権施策推進会議のテーマと深く関連する業務の所管部署である福祉総務課、地域福祉課、健康増進課（令和3年度：福祉部地域福祉課、健康長寿課）から、計画、取組事例等についての説明を行った。

## 4 評価の結果

### 【評価の対象】

高齢者の人権課題

### (1) 虐待防止のための高齢者、養護者及び介護施設従事者等への支援の 取り組み

#### ①人権擁護の担保について

##### ア 優れている点

- ・ 養護者による虐待への対応として、高齢者虐待防止センターを中心に関係機関と連携し、虐待の防止、早期発見、早期対応を図っている。また、やむを得ない事由により、高齢者と養護者との分離を行っている。
- ・ 8050 問題等の虐待をしてしまう背景に寄り添い、その世帯や家族間の関係を再構築していくような形で医療と介護サービスを取入れ、養護者に対して必要な制度サービスの案内・支援に努めている。
- ・ 施設虐待の通報があった場合は、事実確認のための訪問調査を行い、虐待の事実を判断し、指導・助言等を行っている。虐待が確認された場合には、改善計画の提出を求めるとともに、依頼に応じて施設職員に対する研修を行っている。
- ・ 窓口及び電話により相談対応、虐待通報の受付を行い、訪問支援も実施し、予約制で高齢者・介護者のためのこころの相談を実施している。

##### イ 問題点・課題

- ・ 養護者自身にも障害や疾患を持った方もおり、分離を行ったあとの養護者支援は、関係機関との連携も必要となる事がある。
- ・ 虐待の事実確認が、通報者の保護を行いつつ、施設のサービス継続に配慮して行うため、判断までに時間を要する。

##### ウ 施策・事業に対する意見

- ・ 高齢者と養護者との分離が必要な場合に、虐待者側がどうして虐待をしてしまうかの原因を考えた対応が行われている。虐待だけではなく、支援の必要な方に対して制度横断的に総合的な支援をしていて、高齢者の方の権利擁護の観点から良い運用がされている。
- ・ 養護者による虐待への対応として、関係部署の協力を得ながら市全体で連携した支援体制を整えていく必要がある。
- ・ 養護者の方が一人で抱え込まずに介護のつらさや不安を話せる場として電話相談は非常に有効であり、引続き支援に力を入れてほしい。

- ・介護施設等でも最大限の努力をしているものがあり、施設で行っている虐待防止や身体拘束の取組みに関する良い事例を集め、市内の各施設で情報共有を図るとよい。
- ・介護施設の状況把握並びに介護力向上に向けた支援の継続が望ましい。

## ②当事者の視点について

### ア 優れている点

- ・虐待防止のために高齢者を分離する際は、本人の意思を尊重しつつ安心して暮らせるよう慎重に行っている。

### イ 問題点・課題

- ・分離後ある程度の時間が経つと自らの意思で養護者の元に戻ってしまい、虐待が再発するケースがある。

### ウ 施策・事業に対する意見

- ・養護者の元に戻っていることを早期に把握し、見守る体制の構築を検討する必要がある。

## ③周知・啓発について

### ア 優れている点

- ・事業所等の理解増進のために「高齢者虐待防止マニュアル」を関係機関に配布している。介護施設・事業所用と地域包括支援センター用に細分化し、それぞれの立場での対応を示している。
- ・養護者の理解増進のためにチラシやリーフレットを配布している。

### イ 問題点・課題

- ・事業所等では、虐待をする側に「虐待にあたる」との認識が薄く、不適切ケアから虐待に繋がるケースがある。
- ・今後 8050 問題が懸念される中、さらに迅速な虐待の早期発見、早期対応が必要である

### ウ 施策・事業に対する意見

- ・虐待の早期発見・早期対応のために、関係機関がマニュアルの活用により適切な対応が行えるよう周知する必要がある。
- ・「横須賀市民便利帳」は各戸に配布されていて本件に関する周知には有効と考えられるので上手に活用していただきたい。



#### ④関係機関等との連携について

##### ア 優れている点

- ・ 高齢者、養護者への支援のために医療、関係機関と個別のネットワークミーティングを開催し、支援方針の統一や役割分担を決め、支援を行っている。
- ・ 地域包括支援センターやケアマネジャーが関わる中で養護者支援を図っている。
- ・ 困難ケースや虐待の恐れのあるケースを関係機関と連携して取り組んでいる。

##### イ 問題点・課題

- ・ 関係機関と共通の問題意識、支援方針の統一などが必要となる。

##### ウ 施策・事業に対する意見

- ・ 施設虐待における市への報告内容を検討する必要がある。
- ・ 虐待の早期発見・早期対応を行えるように、今後も関係機関との連携が必要である。

#### ⑤研修について

##### ア 優れている点

- ・ 事業所等の意識向上のために、施設の従事者などの高齢者虐待防止に関する研修会を年3回開催している。
- ・ 希望に応じて施設への出張研修を実施し、専門的な研修などの多種多様なプログラムも行っている。
- ・ 市民等の意識向上のために、医療とのかかわりや認知症への対応、支援者の気持ちの切り替え方などの講演会を開催している。

##### イ 問題点・課題

- ・ 市民向け講演会への参加者が少ない。

##### ウ 施策・事業に対する意見

- ・ 参加者を増やすために、周知方法や講演内容を検討していく必要がある。
- ・ キャリアに応じたスキルアップ研修を企画し、市内施設の職員を研修することも良い。

## (2) 高齢者の権利擁護の推進について

### ①人権擁護の担保について

(成年後見制度について)

#### ア 優れている点

- ・判断能力が十分でない人の権利を守るため、よこすか成年後見センターを設置し、電話や窓口での相談、親族の支援が困難な方には、市長申立てや後見人等への報酬助成を行っている。

#### イ 問題点・課題

- ・後見人等への報酬・費用の負担があるためか、制度利用につながらない恐れがある。【令和4年4月に一部制度改正】
- ・報酬付与申立手続きについて、市への手続きと裁判所への手続きがあり、同一書類を用意することは時間的にも労力としても負担が大きい。【令和4年4月に一部制度改正】
- ・法人後見について、受任要件を市長申立てに限定したこともあり、ほとんど利用されない実態があったため平成22年度に廃止となったが、法人後見としての受任が望ましい案件もある。

#### ウ 施策・事業に対する意見

- ・費用の問題で制度を利用できず、高齢者の権利が擁護できないことは問題である。  
⇒ 本推進会議の意見から令和4年4月に後見人等への報酬助成要件の拡大が図られた。
- ・事務手続きについて、年金支払通知書や預貯金通帳などの書類により簡易に相談することができれば、安心して相談することができるので、手続きをなるべく簡略化したほうが良い。  
⇒ 本推進会議の意見から令和4年4月に後見人等の事務負担の軽減が図られた。
- ・高齢者、知的障害者、精神障害者によって相談窓口は違ってくるものの、よこすか成年後見センターでは相談窓口がわからない場合でも相談受付をしており、高齢者や障害者の方の権利擁護の観点からも良い運用がされている。
- ・法人後見制度の再開に向けて、社会福祉協議会と引続き協議してほしい。
- ・金融機関などとのトラブルに関する相談もあるため、成年後見制度の正しい周知と理解が必要である。

(意思決定支援について)

ア 優れている点

- ・終活情報登録伝達事業では、登録者本人の生前の準備や努力が無駄にならないよう、市が登録者に代わって病院・消防・警察・福祉事務所・登録者が指定した人からの問合せに対して登録情報を回答している。登録は窓口申請だけでなく、電話申請や電子申請も受け付けている。
- ・エンディングプラン・サポート事業では、職員が安否確認の訪問を継続して行い、万一のときは契約どおりの葬儀・納骨が行われるかを見届けている。
- ・本人の判断能力がなくなったときに支援者はどうしていくか考えることを広報誌や出前トークにより投げかけている。

イ 問題点・課題

- ・身寄りがないために相談が中断したり、余命宣告が出てから相談が始まるケースが増えている。
- ・家財処分などの死後事務を先に課題提起する必要がある。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・ほとんど話すことができなくなっている方でも意思がある前提で意思や思いを引き出すような環境づくりが必要である。
- ・制度利用について、ケアマネジャーなど本人と関わりのある人からの助言による後押しが必要である。
- ・遺言能力はある程度の知的な会話ができれば残せるものであり、補助・保佐・後見とは別の枠で診断書を残せるものである。医療の場面や財産保護の場面以外にも意思表示ができるので多くの方に知っていただけるとよい。
- ・より多くの人に自分の終活を迎える準備をしていくことを啓発する必要がある。

## ②当事者の視点について

ア 優れている点

- ・日常生活の支援として、日常の金銭管理や福祉サービスの利用援助を行う各種制度の情報提供を行っている。

イ 問題点・課題

- ・認知症等により判断能力が不十分となり、意思疎通や意思決定支援が難しい方がいる。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・本人を中心とした福祉・医療・地域の関係者が「チーム」として関わり、本人の意思や状況を継続的に把握し、制度利用を勧めていく必要がある。

### ③周知・啓発について

#### ア 優れている点

- ・普及啓発講座や各種チラシ配布、成年後見制度の相談を通じて、様々な方に成年後見制度に関する周知・啓発を行っている。

#### イ 問題点・課題

- ・判断能力が低下する前の段階から本人の意思を尊重しつつ、制度の仕組みやメリット・デメリットを周知していく必要がある。

#### ウ 施策・事業に対する意見

- ・支援を必要とする人が適切に相談窓口につながる環境を整備していく必要がある。
- ・各種制度や相談窓口をさらに周知していく必要がある。
- ・成年後見制度について、申立ての仕方を含めた情報提供や市民相談室の法律相談の中で相談をすることが可能であることを含めた周知を行ったほうが良い。

### ④関係機関等との連携について

(相談体制について)

#### ア 優れている点

- ・総合相談窓口「ほっとかん」では、さまざまな相談を一括して受付け、課題の解決を図っている。複合化した相談事例のコーディネーターとして、市関係部局、関係機関等や地域の担い手とともに、支援の方向性を検討し、役割分担を行い、連携して伴走型支援を行い課題の解決を図っている。
- ・地域包括支援センター等の相談支援機関が、権利擁護の支援を必要とする人の把握に努め、困難事例については地域ケア個別会議に弁護士や司法書士などの専門職を派遣して課題を整理し、成年後見制度を必要としている方が適切に制度利用できるよう努めている。

#### イ 問題点・課題

- ・単独の相談支援機関では対応の困難な事例が増えており、権利擁護に関連する課題解決のためには、福祉・医療・地域の関係者との連携・協力が不可欠となっている。

#### ウ 施策・事業に対する意見

- ・総合相談窓口「ほっとかん」は、制度横断的な支援体制を整えており、困難ケースへの対応ができるような先進的な内容である。これからも引き続き取り組みを行っていただきたい。

(金融機関との連携について)

ア 優れている点

- ・高齢者の消費者被害防止の啓発に関する連携をしている。また、社会福祉協議会とともに意見交換も行っている。
- ・一部の金融機関において市民後見人養成研修の募集チラシを配架していただいております。顧客をよこすか成年後見センターにご案内していただくなどもしている。

イ 施策・事業に対する意見

- ・権利擁護の必要な高齢者を発見し、適切な支援に繋げるため、より多くの金融機関との連携を推進していくことがよい。

⑤研修について

ア 優れている点

- ・市民後見人の養成と活動の支援を行っている。
- ・市職員の成年後見制度の理解を増すため、研修には福祉こども部職員がオブザーバー参加している。

イ 問題点・課題

- ・成年後見制度の利用を必要とする方にも様々な事案があり、適切に後見活動を行うには困難なケースがある。
- ・成年後見制度や遺言の執行に関する問合せに適切に対応されないことがあるとの市民からの意見がある。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・市民後見人が適切に後見活動を行えるよう適宜フォローアップ研修を実施していく必要がある。
- ・市民後見人活動は負担が大きいので、引続き横須賀市や横須賀市社会福祉協議会などの関連機関による支援が重要である。高齢者の方を見守っていくという観点でも広く市民後見人制度の周知が必要である。
- ・成年後見制度や遺言の執行に関して、市職員の理解を増すための研修を行ったほうが良い。

### (3) 認知症の方も安心して暮らせるまちづくりの推進について

#### ①人権擁護の担保について

(相談体制について)

##### ア 優れている点

- ・ 総合相談窓口「ほっとかん」では、認知症の方やご家族からの相談を受付け、お悩みに寄り添い支援をしている。横須賀にこっとパス等を用いて、適切に制度やサービスにつなげられるよう努めている。
- ・ 精神科医による月2回の相談対応、保健師などが電話・面接・訪問により随時相談に応じている。
- ・ 認知症の疑いのある在宅の市民を対象に、認知症初期集中支援チームが訪問し、観察・評価、家族支援等の支援を包括的・集中的に行っている。概ね6カ月の支援期間に必要な医療・サービスにつなげ、認知症の方も安心して在宅で暮らせる環境づくりを支援している。

##### イ 問題点・課題

- ・ 横須賀市高齢者福祉に関するアンケートにおいて、相談窓口を知っていると答えた人は31.1%であった。

##### ウ 施策・事業に対する意見

- ・ 総合相談窓口「ほっとかん」では、様々なケースの個別相談への対応がされていて、高齢者の権利擁護の観点からも良い運用がされている。
- ・ 早期に相談できるよう相談窓口の認知度を高めていく必要がある。
- ・ そのために、相談先や適切な医療機関に関する情報を、支援の必要なお家族、さらには若い世代に対しても一層周知を進めていくとよい。

(施設における身体拘束について)

##### ア 優れている点

- ・ 虐待防止マニュアルに、身体拘束による弊害、身体拘束の具体例とともに「緊急やむをえない場合」について切迫性、非代替性、一時性、その際の対応方法を示している。
- ・ 身体拘束に限らず虐待防止ネットワークミーティングとして、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホームの各協議会等の代表と、警察、弁護士会、司法書士会、医師会、行政などが参加し、虐待に関わる情報共有を図っている。

##### イ 問題点・課題

- ・ 各施設では、介護職員不足や認知症対応の困難さ、転倒事故への不安などから身体拘束をなくしていくことの困難さがある。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・緊急やむをえない場合を除いて施設での身体拘束がされないことがないよう、関係機関との情報共有や定期的な研修の実施が必要である。
- ・介護施設等でも最大限の努力をしているものがあり、施設で行っている虐待防止や身体拘束の取組みに関する良い事例を集め、市内の各施設で情報共有を図るとよい。

(認知症予防、健康増進、生きがいつくりについて)

ア 優れている点

- ・認知症予防のための教室を年8コース実施している。
- ・認知症は誰にでもなりうることであり、認知症予防だけでなく、認知症への理解を深めることができるような講義内容としている。

イ 問題点・課題

- ・「認知症共生社会」への関心は特定の方々にとどまっている状況。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・認知症予防だけでなく、介護予防事業と併せた展開が必要である。
- ・健康増進や生きがいつくりに関する教室も認知症予防につながるものであることから、各種教室の連携を深め、高齢者でもわかりやすく受講しやすくなるような仕組み、さらには市内の事業所にも働きかけて周知を行うことがよい。

(認知症オレンジパートナーによる支援、よこすかオレンジLINEによる情報発信)

ア 優れている点

- ・認知症サポーター養成講座を実施し、さらに、認知症サポーターがボランティアとして活動できるような体制を構築している。
- ・「よこすかオレンジLINE」による情報発信を行っている。

イ 問題点・課題

- ・認知症オレンジパートナーの活躍場所が少ない。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、認知症サポーター養成講座の実施数が減少している。
- ・「よこすかオレンジLINE」の認知度が低く、認知症高齢者が行方不明になった際に、活用できることを周知できていない。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・認知症オレンジパートナーの経験や感想、地域での活動など具体的な内容を示し広く知ってもらうことで認知症への関心を高めていくとよい。
- ・認知症の方も安心して生活できるまちにしていくために、地域での声掛けに関する取り組みを進めていく必要がある。
- ・「よこすかオレンジLINE」は良い制度であり、地域の見守りが必要とされる中とても有効な手段であることから、工夫して周知を図る必要がある。

## ②当事者の視点について

### ア 優れている点

- ・神奈川県が任命した認知症オレンジ大使が横須賀市に2名おり、意見聴取や当事者の声の発信等を行っている。
- ・認知症の方や家族等が参加できる「若年性認知症のつどい」を年6回開催している。
- ・令和2年度から若年性認知症支援コーディネーターと協力して「若年性認知症の本人ミーティング」を実施している。
- ・認知症の方のご本人の状態に合わせて受けられる各種サービスをこっとパスにより紹介している。
- ・認知症の家族の介護に関する情報交換や介護の苦勞・悩みなどを本音で語り合える場として「認知症介護者の集い」を年6回開催している。

### イ 問題点・課題

- ・認知症オレンジ大使の方に負担感を抱かせないような配慮が必要である。
- ・「若年性認知症の本人ミーティング」は広域で実施しているが、対象者が少なく参加者が少ない状況である。
- ・「認知症介護者の集い」は新型コロナウイルス感染症の影響で開催が中止となったり参加者が減少している状況である。

### ウ 施策・事業に対する意見

- ・当事者意見を施策に反映させられるように、認知症オレンジ大使や当事者の方に認知症高齢者等支援連携会議に参画していただくことを検討する必要がある。
- ・人の役に立つといった感覚は生きがいつくりにつながるものである。社会参加したいという思いに応える働けるデイサービスが増えていくとよい。
- ・初期の認知症と診断された方の参加できる集まりが少なく認知症の方の社会参加の機会が少ない。
- ・「認知症介護者の集い」はオンライン開催など実施方法の検討が必要である。

## ③周知・啓発について

### ア 優れている点

- ・市の支援内容の周知として、認知症ケアパス、認知症お役立ちブックを作成、配布している。
- ・アルツハイマー月間に「オレンジ色を身に着けよう」キャンペーンを実施している。
- ・市役所北口展示コーナー、コースカベイサイドストアーズ等でパネル展示を行っている。



#### イ 問題点・課題

- ・認知症の相談窓口の周知が不十分である。
- ・認知症に関心をもってもらうための啓発先を広げていく必要がある。

#### ウ 施策・事業に対する意見

- ・ケアパスや認知症お役立ちブックの普及や活用に向けて、これまで以上に周知をしていただきたい。
- ・認知症は誰にでもなりうることであり、認知症になることがネガティブなイメージにならない周知・啓発を心がけていただきたい。

### ④関係機関等との連携について

#### ア 優れている点

- ・横須賀市医師会、エーザイ株式会社と「認知症をみんなでささえるまちづくり協定」を締結している。
- ・神奈川歯科大学と「認知症トータルヘルス事業連携協定」を締結している。
- ・認知症の方の意見を重視した施策の展開を目標として認知症高齢者等支援連携会議を開催している。
- ・にこっと SOS ネットワークを構築するとともに「よこすかオレンジ LINE」により認知症サポーターや認知症オレンジパートナー等と連携して認知症高齢者等の行方不明時の捜索協力を依頼し、早期発見に努めている。
- ・認知症カフェ連絡会により情報交換等を行っている。認知症カフェは、認知症の方の居場所だけでなく、介護家族が相談できる場にもなっている。

#### イ 問題点・課題

- ・移動手段・交通安全等に関連する企業と連携したネットワーク構築が進んでいない。
- ・認知症高齢者等支援連携会議に当事者の声を取り入れられていない。
- ・「よこすかオレンジ LINE」の配信にはタイムラグが生じてしまう。
- ・行方不明者を発見するために、多くの市民に周知する手法が必要であると同時に、個人情報の保護についても十分な配慮が必要である。

#### ウ 施策・事業に対する意見

- ・民間企業とも更に連携を図っていくことが望ましい。
- ・認知症の方が行方不明とならないよう、町内会や自治会での地域で見守っていく風土が必要である。行方不明時には地域との連携により早期発見に努めるほか、市役所組織内でも更なる連携により早期発見に努めてほしい。
- ・認知症カフェをはじめたいと思っている方や既に運営している方に対し、全国の工夫しているカフェの手法を紹介するなどしていただけると市内の認知症カフェの発展につながる。
- ・多様な通いの場の中で認知症カフェへの支援を考えていく必要がある。そのために現在の認知症カフェ等に対し、どのような支援方法があるか検討が必要である。

### ⑤研修について

#### ア 優れている点

- ・認知症介護市民講演会、認知症予防講演会、多職種セミナーを開催している。
- ・認知症サポーター養成講座の受講者に対し、認知症オレンジパートナー養成講座の受講を促し、さらに具体的な活動につながるよう支援している。
- ・介護事業者を対象に虐待防止センター主催の研修を年3回開催している。

#### イ 問題点・課題

- ・講演会は関心の高い方々の参加が多いが、関心の無い方々に対するアプローチが必要。
- ・講演会は感染対策上、人数制限がある。また、オンライン研修は、参加者の偏りがある状況である。

#### ウ 施策・事業に対する意見

- ・高齢者もオンライン研修に参加できるような説明が必要である。
- ・広報誌だけでなく、ホームページや「よこすかオレンジ LINE」を活用して周知を行うこともよい。

### ⑥その他

#### ア 優れている点

- ・「認知症バリアフリーの推進」として、当事者・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み「チームオレンジ」の整備に向けた検討を開始している。

#### イ 問題点・課題

- ・認知症サポーター、認知症オレンジパートナー、キャラバンメイトは各々の目的が異なり、理解しづらい状況である。

#### ウ 施策・事業に対する意見

- ・良い取り組みを行っており、取り組みの継続が望ましい。

## 5 総合評価（高齢者の人権施策に対する意見）

横須賀市の人口は平成2年(1990年)の433,358人をピークに減少に転じ、令和5年1月現在では、388,197人となっています。

このような中、高齢者人口(65歳以上)は増加を続け、高齢化率(※)は32.3%と推計されています。

高齢者の増加、それに伴う認知症やひとり暮らしの高齢者の増加に対して、行政による福祉施策の必要性は大きくなってきていきます。

横須賀市では「住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるために、健康でやさしい心のふれあうまちの実現」を基本目標に各種施策を実行しており、中でもほっとかんにおける総合相談や、令和4年度には福祉分野における組織改正などにより、支援の必要な方に寄り添った伴走型支援を行うこととされています。

このような状況を踏まえ、高齢者の権利擁護のため、人権施策推進会議では、「虐待防止のための高齢者、養護者及び介護施設従事者等への支援の取り組み」、「高齢者の権利擁護の推進」、「認知症の方も安心して暮らせるまちづくりの推進」について、以下の意見を申し述べます。

※ 高齢化率は、総人口に占める高齢者人口の割合

### 【虐待防止のための高齢者、養護者及び介護施設従事者等への支援の取り組み】

横須賀市では、在宅および介護施設等における高齢者への虐待防止のために研修会や講演会を開催しています。虐待防止の理解増進のためには、研修会や講演会の参加者を増やしていくことが重要ですので、周知方法や講演内容を更に検討していく必要があると考えます。

在宅における虐待に対しては、養護者による虐待の原因を考え、支援の必要な方に対して制度横断的に総合的な支援を行うこととしています。高齢者虐待防止センターを中心に、高齢者の方の権利擁護の観点から良い運用がされていますが、虐待は養護者自身が強いストレスを抱えている場合や疾病等によって介護が困難となる場合などに起こりやすくなりますので、今後も関係部署と連携した市全体での支援体制を整えていく必要があると考えます。

介護施設等における虐待に対しては、市と事業者との共通認識を持つためのマニュアル配布をされています。虐待は、職員の知識・教育・介護技術の問題、負担・ストレス・連携不足など様々な要因がありますので、介護施設等の状況把握並びに介護力向上に向けた支援の継続が望ましいものと考えます。さらに、施設で行っている虐待防止や身体拘束の取組みに関する良い事例を集め、市内の各施設で情報共有を図るとよいと考えます。

今後も高齢化が進み8050問題も懸念される中で、さらに迅速な虐待の早期発見、早期対応、虐待の背景に寄り添った対応が必要であると考えます。

### 【高齢者の権利擁護の推進】

横須賀市では、よこすか成年後見センターで身近な成年後見制度利用の相談対応を行い、相談内容に応じて法律・福祉の専門職団体につなげるなどの支援が行われています。また、法的解釈が必要な困難事例では、課題を明確化するために地域包括支援センター等が開催する会議等へ弁護士や司法書士等の専門職を派遣するなどもされています。福祉の支援が必要な方の背景は多種多様ですので、今後ご本人の状況に応じた支援はもちろんのこと、福祉・医療・地域の関係者が「チーム」として関わり、ご本人の意思や状況を継続的に把握し、制度利用を勧めていく必要があると考えます。

成年後見人等への報酬助成要件の拡大や事務手続きに関しては、令和3年度から本推進会議の中で意見を交わしておりましたが、横須賀市は令和4年度に制度を改正して成年後見制度の利用促進のための対応を行っていただきました。

高齢者の権利擁護の推進のためには、高齢者ご本人の意思や思いを引き出すような環境づくりが必要であり、終活情報登録伝達事業やエンディングプラン・サポート事業、成年後見制度の周知啓発により制度の利用を促進していくことが必要であると考えます。

### 【認知症の方も安心して暮らせるまちづくりの推進】

横須賀市では、認知症予防や重症化予防に関する取り組み、認知症への偏見をへらし理解を促すための情報発信など、周囲や地域の理解と協力により、住み慣れたまちで自分らしく安心して暮らし続けることができる社会を目指した取り組みを行うこととしています。

よこすかオレンジLINEを通じて、認知症サポーターや認知症に関心のある人への情報発信を行い、行方不明者の捜索協力や見守りの協力依頼を行うなどもされています。よこすかオレンジLINEは地域の見守りが必要とされる中とても有効な手段ですので、工夫して周知を図る必要があると考えます。

総合相談窓口「ほっとかん」では、様々なケースの個別相談への対応がされていて、高齢者の権利擁護の観点からも良い運用がされていると考えます。この相談先等の情報を多くの方に知っていただくために一層周知を進めていくことがよいと考えます。

『認知症は誰にでもなりうること』と捉え、認知症になることがネガティブなイメージにならない周知・啓発を心がけていただく必要があります。

人のため、人の役に立つといった感覚は生きがいつくりにつながるものですので、当事者の方の社会参加の場をつくり、自分らしく安心して暮らし続けることができる社会を目指していただくことがよいことだと考えます。

また、民間企業や町内会等を含む関係機関との連携、認知症カフェ等への支援を進めていく必要があると考えます。

人権施策推進会議委員名簿

任期：令和3年6月1日～令和5年5月31日  
(50音順、敬称略)

職	氏名	所属・職業	備考
委員	阿瀬川 孝治	有識者	汐入メンタルクリニック院長
委員	小林 優人	公募市民	(※)
委員	佐野 美智子	民生委員児童委員	横須賀市民生委員児童委員協議会
委員	多田 幸子	人権擁護委員	横須賀市人権擁護委員会 委員
委員	角井 駿輔	弁護士	神奈川県弁護士会
委員長	西村 淳	学識経験者	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 教授
職務 代理者	早坂 公幸	有識者	一般社団法人 神奈川人権センター 理事
委員	細江 恵美子	公募市民	
委員	森 弘樹	有識者	特別養護老人ホーム ヒューマン 施設長

※ 任期：令和3年6月1日～令和4年5月31日

(男性6名、女性3名)